

第3回島根県対策本部会議

(新型コロナウイルス感染症患者の発生について)

日時：令和2年4月10日（金）13：30～

場所：県庁6階 講堂

1. 発生状況について

2. 今後の対応等について

3. その他

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

1 概要

4月9日に帰国者・接触者外来を受診した患者の新型コロナウイルス検査を実施したところ、陽性であることが判明しました。現在、患者は軽症です。

2 患者

- (1) 年代：高校生（学校名：島根県立松江工業高等学校）
- (2) 性別：女子
- (3) 居住地：島根県松江市
- (4) 症状・経過（本人への聞き取りによる）
 - 3月19日 鼻水、のどの痛みがでる
 - 3月22日 37℃台の発熱
 - 3月25日 医療機関を受診
 - 4月 3日 発熱 37.9℃。医療機関を再受診
 - 4月 4日 発熱 39.1℃。解熱剤を服用し解熱
 - 4月 8日 症状継続し、医療機関を再々受診。
医療機関から帰国者・接触者相談センターへ連絡
 - 4月 9日 帰国者・接触者外来を受診し、検体採取
自宅待機
 - 4月10日 感染症指定医療機関に入院

3 検査結果

4月9日 午後7時30分 新型コロナウイルス陽性確認

4 調査の状況

患者の行動調査及び濃厚接触者の健康調査を実施中

プライバシーを尊重した対応をお願いします

新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口の開設時間変更について

県では、新型コロナウイルス感染症の県内発生を受けて、以下のとおり相談窓口の開設時間を延長します。

4月10日より、相談窓口の開設時間を延長

○県内発生に伴い、「帰国者・接触者相談センター」「一般相談窓口」とともに、相談窓口開設時間を延長します。

区分	帰国者・接触者相談センター (県内各保健所)	一般相談窓口 (県内各保健所・健康推進課)
従来(発生前)	平日 8:30～17:15 ※緊急時は時間外対応あり	平日 8:30～17:15
4月10日から (県内発生後)	全日 8:30～21:00 ※緊急時は時間外対応あり	全日 8:30～21:00

<帰国者・接触者相談センター>

○以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方。
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様です。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

○以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

- ・念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

- ・小児については、現時点では重症化しやすいという報告はなく、目安どおりの対応をお願いします。

<一般相談窓口>

○上記以外の健康に関する相談をお受けします。

相談窓口専用電話番号（変更なし）

	帰国者・接触者相談センター 専用電話番号	一般相談 専用電話番号
松江市・島根県共同設置 松江保健所	0852-33-7673	0852-33-7638
雲南保健所	0854-47-7778	0854-47-7777
出雲保健所	0853-24-7028	0853-24-7017
県央保健所	0854-84-9812	0854-84-9810
浜田保健所	0855-29-5970	0855-29-5967
益田保健所	0856-31-9512	0856-25-7011
隠岐保健所	08512-2-9600	08512-2-9900
県庁健康推進課		0852-22-5842 (FAX 0852-22-6328) 聴覚等に障がいのある方は FAX をご利用いただけます。

※厚生労働省の相談窓口は以下のとおりです。

電話相談窓口

電話番号 0120-565653

受付時間 9時00分～21時00分

※県内市町村にも「一般相談窓口」の開設をお願いしております。

令和2年4月10日
県対策本部会議
教育委員会

新型コロナウイルス感染症判明に伴う県立学校の対応

1. 松江工業高等学校

松江工業高等学校の全日制課程・定時制課程について、4月10日から臨時休業（期間は、健康福祉部等に相談を行ったうえで判断）

2. その他の県立高校

通常どおり実施

新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う県有施設の休館について

島根県対策本部

1. 休館期間

本日以降、4月24日まで

※利用者への周知等の事情により、休館が翌日からとなる場合がある。

2. 休館する施設

(1) 全面休館する施設

No.	施設名称	住所	問い合わせ先
1	竹島資料室	松江市殿町	0852-22-6766・6122
2	しまね海洋館アクアス	浜田市久代町	0855-28-3900
3	島根県立三瓶自然館（サヒメル）	大田市三瓶町多根	0854-86-0500
4	三瓶小豆原埋没林公園	大田市三瓶町多根	0854-86-9500
5	花ふれあい公園しまね花の郷	出雲市西新町	0853-20-1187
6	宍道湖自然館ゴビウス	出雲市園町	0853-63-7100
7	県立図書館	松江市内中原町	0852-22-5725
8	青少年の家	出雲市小境町	0853-69-1316
9	少年自然の家	江津市松川町太田	0855-52-0716
10	八雲立つ風土記の丘 （展示学習館等）	松江市大庭町	0852-23-2485
11	古代出雲歴史博物館	出雲市大社町	0853-53-8600

(2) 一部休館する施設

No.	施設名称	住所	問い合わせ先
1	島根県立男女共同参画センター（あすてらす）	大田市大田町大田	0854-84-5500
2	島根県立美術館	松江市袖師町	0852-55-4700
3	島根県芸術文化センターグラントワ	益田市有明町	0856-31-1860
4	島根県民会館	松江市殿町	0852-22-5506
5	県立武道館	松江市内中原町	0852-22-5712
6	県立石見武道館	浜田市黒川町	0855-23-7170
7	県立水泳プール	松江市上乃木	0852-26-4583
8	県立体育館	浜田市黒川町	0855-23-1202
9	はつらつ体育館	松江市上乃木	0852-21-3253
10	島根県立産業交流会館 （くにびきメッセ）	松江市学園南	0852-24-1111
11	テクノアークしまね	松江市北陵町	0852-60-5110
12	県立浜山公園（体育館） （トレーニングルーム、個人利用）	出雲市大社町北荒木	0853-53-4533
13	県立石見海浜公園 （マリンハウス、管理センター内 PR コーナー）	浜田市久代町	0855-28-3600
14	県立万葉公園 （やすらぎの家、和風休憩所 オープンスペース）	益田市高津町	0856-22-2133
15	中山間地域研究センター	飯石郡飯南町	0854-76-2025

※施設が主催する展示・催し等は中止するが、貸館等の利用は可能な施設

総行政第 55 号
令和 2 年 4 月 9 日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

生活支援臨時給付金(仮称)事業の実施について

一昨日、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金(仮称)が実施されることになり、総務省に生活支援臨時給付金実施本部を設置いたしました。

この事業の概要は下記のとおりであり、市区町村の実施する給付事業を対象とし、国が補助金(補助率 10/10)を交付するという方式としているところでありますので、地方公共団体の御協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在検討中ですが、地方公共団体の御意見をお聞きしながら、できる限り市区町村の事務負担の少ない簡便な仕組みにより実施できるように努めますので、生活に困難をきたしている世帯の方々に迅速に給付金をお届けできるよう、是非とも本事業の実現に御協力いただくことをお願いいたします。

本通知の趣旨については、貴都道府県内の市区町村に対しても、御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 施策の目的

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために臨時の支援を行う

2 事業の実施主体と経費の負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費(給付事業費及び事務費)について、国が補助(10/10)

3 給付対象

世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、

- ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直す

と住民税非課税水準（※）となる低所得世帯

- ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）の2倍以下となる世帯等を対象とする

※申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準であるとみなす。

・扶養親族等なし（単身世帯）	10万円
・扶養親族等1人	15万円
・扶養親族等2人	20万円
・扶養親族等3人	25万円

（注1）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。

（注2）扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

4 給付額

1世帯あたり30万円

5 感染症の拡大を防ぐ観点からの給付金の申請と給付の方法

- ・収入状況を証する書類等を付して市区町村に申請

（申請者や市区町村の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続を検討することとしている。また、申請方法は、申請書類の郵送を基本としつつ、オンライン申請を検討する。やむを得ず窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染症拡大防止策の徹底を図る）

- ・給付金は原則として本人名義の銀行口座への振り込み

6 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとする）

7 その他

国の令和2年度補正予算（第1号）案が成立し、これを受けた各市区町村の令和2年度補正予算が成立した後、ただちに本事業を実施できるよう御準備いただくことをお願い申し上げます。